

秋田市原油価格・物価高騰対策業態転換等支援事業費補助金交付要綱

〔 令和4年9月22日
市長決裁 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰に直面する事業者の業態転換や新分野進出、デジタル技術の活用等、新たな付加価値を生み出す投資に対し支援することで、経済環境の変化に対応した新たな経営体制の構築を促進し、本市経済の活性化を図るため、秋田県が実施する新事業創出・業態転換等支援事業費補助金の原油価格・物価高騰等対策枠の交付決定を受けたものに対し、予算の範囲内で秋田市原油価格・物価高騰対策業態転換等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に掲げる営業を営み、又は営もうとする者を除く。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合および協業組合、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人および一般財団法人ならびに医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療法人（常時使用する労働者が300人以下であること）であって、事業を行い、又は行おうとするものをいう。
- (2) 県補助金 秋田県の新事業創出・業態転換等支援事業費補助金実施要領別表2に定める補助金の種類のうち、原油価格・物価高騰等対策枠の対象となるものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に主たる事業所等を有し、1年以上の事業実績がある中小企業者、又は市内に施設を所有・賃借し、当該施設で1年以上の事業実績がある個人事業者であること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 当該事業者およびその代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。
- (4) 県補助金の交付決定を受けていること。

2 前項に掲げるもののほか、市長が特に支援を必要と認める場合は、交付の対象とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、県補助金の交付決定を受けた事業とする。ただし、国、県又は市等から現に他の同様の目的の補助金又は交付金の交付を受けている事業は対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各項に定めるものとする。

- (1) 県補助金の交付決定を受けた事業の対象経費。ただし、謝金および旅費については20万円を上限とする。
- (2) 改装費

(補助の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算に定める範囲内で、前条に定める補助対象経費の3分の2から県補助金の補助額を控除した額とし、1事業につき100万円を上限とする。

2 補助金額の計算においては、千円未満を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 業態転換等支援事業計画書（様式第3号）
- (4) 必要経費の見積書、その他事業計画に関する資料
- (5) 法人は直近3期分の決算書、個人事業主は直近3期分の確定申告書
- (6) 法人の場合は登記事項証明書、個人事業主の場合は住民票および開業届等（登記事項証明書および住民票は発行から3か月以内のもの）
- (7) 市税の完納証明書（申請月に発行されたもの）
- (8) 県補助金の交付を確認することができる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助対象期間)

第8条 補助対象事業は原則として、交付決定のあった日以降に着手し、令和5年2月28日までに完了しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に補助金交付決定前着手届（様式第4号）を提出したときは、この限りではない。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件等)

第10条 前条の規定による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 総事業費又は補助対象経費の区分において、20%以上の増減を伴う変更がある場合。
- (2) 補助対象事業の内容を変更する場合。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合。

2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれるときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、法令その他の関係規定を遵守するとともに、市長の指示および命令事項を確実に履行しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業終了後、令和5年2月28日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第5号)

(2) 収支決算書(様式第6号)

(3) 事業の実施状況や事業成果を示す書類等

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出があったときは速やかに補助対象事業の完了を確認し、その成果が補助金を交付決定した内容(第10条第1項の規定により変更承認をしたときにあつては、その変更承認した内容を含む。)および交付条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、届出のあった日から14日以内に補助金確定通知書(様式第7号)をもって補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定したのち、支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算払申請書(様式第8号)に請求書を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助事業者から前項の規定による請求があつた場合、当該請求のあった日から30日以内又は令和5年3月31日のいずれか早く到来する日までに補助金を交付するものとする。

(調査等)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができるものとする。

2 申請者又は補助事業者は、前項の規定による報告又は立入検査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(交付の取消しおよび補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該交付の決定を取り消した補助金を既に交付している場合はその全部又は一部について返還を命ずることができるものとする。

(1) この要綱の規定又はこの要綱に基づく命令もしくは指示に違反があると認められるとき。

(2) 虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。

(3) 県補助金の交付の決定を取り消されたことが認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が不相当と認めたとき。

(帳簿等の保存期間)

第16条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する第14条から第16条までの規定の適用については、その時以後もなおその効力を有する。